

砺波市告示第351号

砺波市地域クラブ運営補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

砺波市長 夏野 修

砺波市地域クラブ運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号）第26条の規定に基づき、砺波市地域クラブ運営補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、学校部活動の地域移行に伴い、中学生に対してスポーツ、文化芸術等の活動の場を提供する団体（市から登録承認を受けたものに限る。以下「地域クラブ」という。）が持続可能で多様な活動を行うことができるよう、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、地域クラブとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域クラブとしてスポーツ団体、文化団体等への登録等に係る費用
- (2) 地域クラブとしての活動における傷害保険等の加入に係る費用
- (3) 地域クラブに所属する者及び当該クラブの指導者（市から登録承認を受けた者に限る。）の移動または宿泊等に係る費用
- (4) 地域クラブが保有する用具類等の移動に係る費用
- (5) 地域クラブの活動において必要となる用具類等の購入に係る費用
- (6) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の対象経費を合算した額の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域クラブ（以下「申請者」という。）は、砺波市地域クラブ運営補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員及びクラブ員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、砺波市地域クラブ運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（概算払請求）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の全部又は一部を概算払により交付を受けようとするときは、砺波市地域クラブ運営補助金交付請求書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、砺波市地域クラブ運営補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書について、その内容を審査し、相当と認めるときは、砺波市地域クラブ運営補助金額確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に額の確定を通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、砺波市地域クラブ運営補助金交付請求書（様式第3号）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。